

大阪大学附属図書館総合図書館 図書館ホール使用要項

(趣旨)

第1条 大阪大学附属図書館総合図書館図書館ホール（以下「ホール」という。）の使用については、この要項の定めるところによる。

(使用の範囲)

第2条 ホールは、次の用途に使用するものとする。

- (1) 附属図書館が主催・共催・後援する会議、講演会、行事等。
- (2) その他、学術研究及び教育を目的とした行事等総合図書館の館務を掌理する副館長（以下「副館長」という。）が適当と認めるもの。

(使用責任者)

第3条 前条の使用に際し、使用責任者を定めるものとする。

- (1) 前条第1項第1号の場合は、附属図書館職員とする。
- (2) 前条第1項第2号の場合は、本学教職員とする。

(使用日及び使用時間)

第4条 ホールの使用日及び使用時間は、原則として平日の開館日の午前9時から午後5時までとする。

(使用手続)

第5条 第2条第1項第2号により使用しようとする使用責任者は、原則として使用開始予定日の1か月前から7日前までに、別紙様式による使用願を図書館サービス課に提出し、副館長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消)

第6条 副館長は、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用範囲から逸脱したとき。
 - (2) その他この要項に違反したとき。
- 2 前条の規定によりホールの使用を許可した場合においても、附属図書館に特別の必要が生じた場合は、副館長は使用許可を取り消すことができる。

(使用の手順)

第7条 使用責任者は、担当職員から鍵を受領のうえ、使用上必要な指示に従わなければならない。

- 2 使用する機器の操作は、使用責任者が行うものとする。
- 3 使用責任者は、その使用が終了したとき、ホール室内を原状に復し、担当職員にその鍵を返却しなければならない。
- 4 使用責任者は、都合により使用を中止又は変更するときは、速やかに申し出なければならない。

(損害賠償)

第8条 使用責任者は、その責に帰すべき事由により、設備及び備品を毀損・汚損又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第9条 ホールに関する事務は、附属図書館事務部図書館サービス課において行う。

(改廃)

第9条の2 この要項の改廃は、総合図書館運営委員会の議を経て、副館長が行うものとする。

(細則)

第10条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年5月21日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から適用する。

大阪大学附属図書館総合図書館 図書館ホール使用細則

第1条 この細則は、大阪大学附属図書館総合図書館図書館ホール使用要項（以下「使用要項」という。）第11条の規定に基づき、大阪大学附属図書館総合図書館図書館ホール（以下「ホール」という。）の使用に際して必要な事項を定めるものとする。

第2条 使用要項第2条の適用について、次の事項を定める。

- (1) 単発の授業の使用は許可する。
- (2) 連続して3日以内の学会は許可する。

第3条 使用要項第3条に定める使用責任者は、次の各項を遵守しなければならない。

- (1) 使用は、午後5時までに必ず終了すること。
- (2) ホール利用者に自動車で来館しないよう周知すること。
- (3) ホール利用者に飲食・喫煙を行わないよう周知すること。
- (4) ホールへ入るためには図書館のゲートを通る必要があるため、参加者が学内者の場合、学生証又は図書館利用者票で入館するように指導すること。
- (5) 参加者が学外者の場合、図書館で事前に渡す名札を着用若しくは携帯して入館の際に提示するよう指導すること。
- (6) 使用後は、机、椅子、機材、立看板等すべて元の状態に復元すること。
- (7) 使用後は、ホールの施錠、消灯の確認を行い、鍵は利用支援課へ返却すること。
- (8) その他、使用について附属図書館職員の指示に従うこと。

附 則

この使用細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年8月1日から施行する。

(別紙様式)

大阪大学附属図書館総合図書館 図書館ホール使用願

年 月 日

大阪大学附属図書館副館長
(総合図書館担当) 殿

(使用責任
者)

所属部局 _____

職 名 _____

氏 名 _____

連絡者名 :

電 話 :

e-mail :

下記のとおりホールを使用したいので申請します。
なお、使用にあたっては、大阪大学附属図書館総合図書館図書館ホール使用要項及び同使用細則を遵守します。

記

使 用 目 的	会合等の名称 : 具体的内容 :
使 用 日 時	年 月 日 () 時から 時まで 年 月 日 () 時から 時まで
参加予定人員	人 (内学生証又は図書館利用者票未所有者の人数 : 人)
使 用 機 器 等	プロジェクター OHP テレビ会議システム マイク その他 ()

- (注) 1. 使用の申込みは、原則として使用開始予定日の1か月前から7日前までに、総合図書館(図書館サービス課フロアサービス班)へ、この使用願を提出してください。
2. 使用日及び使用時間は、平日の開館日の9:00~17:00の範囲です。
3. 学内参加者の入館にあたって学生証又は図書館利用者票が必要な旨指導してください。
4. 学生証又は図書館利用者票未所有者については来館時に必要枚数の名札を受け取り、入館時に配付してください。

(図書館記入欄)

副館長	事務部長	図書館サービス課長	フロアサービス担当	フロアサービス班